

議案第1号

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第1号）

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 12, 106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 594, 117千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年4月19日 提出
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|-----------|--------|-----------|
| 14. 道支出金 | | 158,551 | 3,536 | 162,087 |
| | 2. 道補助金 | 50,331 | 3,536 | 53,867 |
| 17. 繰入金 | | 58,393 | 8,551 | 66,944 |
| | 1. 基金繰入金 | 38,300 | 8,551 | 46,851 |
| 19. 諸収入 | | 40,451 | 19 | 40,470 |
| | 5. 雑収入 | 27,296 | 19 | 27,315 |
| 歳入合計 | | 3,582,011 | 12,106 | 3,594,117 |

【歳出】

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|---------|-------|---------|
| 1. 議会費 | | 42,701 | 1,779 | 44,480 |
| | 1. 議会費 | 42,701 | 1,779 | 44,480 |
| 2. 総務費 | | 422,639 | 1,157 | 423,796 |
| | 1. 総務管理費 | 399,565 | 1,157 | 400,722 |
| 4. 衛生費 | | 626,630 | 99 | 626,729 |
| | 1. 保健衛生費 | 414,495 | 99 | 414,594 |
| 5. 労働費 | | 6,030 | 3,536 | 9,566 |
| | 1. 労働諸費 | 6,030 | 3,536 | 9,566 |
| 10. 教育費 | | 172,455 | 1,303 | 173,758 |
| | 1. 教育総務費 | 30,339 | 1,058 | 31,397 |
| | 5. 保健体育費 | 78,632 | 245 | 78,877 |
| 14. 職員給与費 | | 510,666 | 4,232 | 514,898 |
| | 1. 職員給与費 | 510,666 | 4,232 | 514,898 |

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|----|-----------|--------|-----------|
| | | | | |
| 歳出 | 合計 | 3,582,011 | 12,106 | 3,594,117 |

一般(4)

【歳 出】

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国道支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 議会費 | 42,701 | 1,779 | 44,480 | | | 9 | 1,770 |
| 2. 総務費 | 422,639 | 1,157 | 423,796 | | | 5 | 1,152 |
| 4. 衛生費 | 626,630 | 99 | 626,729 | | | | 99 |
| 5. 労働費 | 6,030 | 3,536 | 9,566 | 3,536 | | | |
| 10. 教育費 | 172,455 | 1,303 | 173,758 | | | 5 | 1,298 |
| 14. 職員給与費 | 510,666 | 4,232 | 514,898 | | | | 4,232 |
| | | | | | | | |
| 歳出合計 | 3,582,011 | 12,106 | 3,594,117 | 3,536 | | 19 | 8,551 |

平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成25年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ861,984千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年4月19日提出

木古内町長 大 森 伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 3. 国庫支出金 | | 153,706 | 1,649 | 155,355 |
| | 2. 国庫補助金 | 24,048 | 1,649 | 25,697 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 歳入合計 | | 860,335 | 1,649 | 861,984 |

平成25年度 木古内町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

【歳入】

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 合計 |
|----------|---------|-------|---------|
| 3. 国庫支出金 | 153,706 | 1,649 | 155,355 |
| 歳入合計 | 860,335 | 1,649 | 861,984 |

【歳 出】

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---------|---------|-------|---------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国道支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 総務費 | 32,254 | 2,632 | 34,886 | 1,649 | | | 983 |
| 11. 予備費 | 31,913 | △ 983 | 30,930 | | | | △ 983 |
| | | | | | | | |
| 歳出合計 | 860,335 | 1,649 | 861,984 | 1,649 | | | 0 |

議案 第 3 号

平成25年度木古内町水道事業会計補正予算(第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成25年度木古内町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成25年度木古内町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収益的収入)

(単位:千円)

| 科 目 | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
|-------------------|-----------|-----------|---------|
| 第 1 款 水 道 事 業 収 益 | 140,767 | 99 | 140,866 |
| 第 2 項 営 業 外 収 益 | 9,461 | 99 | 9,560 |
| 収 入 合 計 | 140,767 | 99 | 140,866 |

(収益的支出)

(単位:千円)

| 科 目 | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
|-------------------|-----------|-----------|---------|
| 第 1 款 水 道 事 業 費 用 | 154,516 | 197 | 154,713 |
| 第 1 項 営 業 費 用 | 132,780 | 197 | 132,977 |
| 支 出 合 計 | 154,516 | 197 | 154,713 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第7条に定めた職員給与費「45, 143千円」を「45, 340千円」に改める。

平成25年 4月19日 提 出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成25年度木古内町水道事業会計予算実施計画補正

収益的收入及び支出

(収 入)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 1. 水道事業収益 | | | 140,767 | 99 | 140,866 |
| | 2. 営業外収益 | | 9,461 | 99 | 9,560 |
| | | 2. 他会計負担金 | | 9,447 | 99 |
| 収 入 合 計 | | | 140,767 | 99 | 140,866 |

(支 出)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 既 決 予 定 額 | 補 正 予 定 額 | 計 |
|-----------|---------|----------|-----------|-----------|---------|
| 1. 水道事業費用 | | | 154,516 | 197 | 154,713 |
| | 1. 営業費用 | | 132,780 | 197 | 132,977 |
| | | 4. 総 係 費 | | 35,381 | 197 |
| 支 出 合 計 | | | 154,516 | 197 | 154,713 |

平成25年度 木古内町水道事業会計資金計画補正

(単位:千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正予定額 | 計 |
|------------------|----------------|---------|-------|---------|
| 受 入 資 金 | 1. 給 水 収 益 | 124,433 | | 124,433 |
| | 2. 受 託 工 事 収 益 | 74 | | 74 |
| | 3. 他 会 計 負 担 金 | 9,447 | 99 | 9,546 |
| | 4. 一 時 借 入 金 | 10,000 | | 10,000 |
| | 5. 前 年 度 繰 越 金 | 71,129 | | 71,129 |
| | 6. 過 年 度 未 収 金 | 5,000 | | 5,000 |
| | 7. 工 事 負 担 金 | 11,700 | | 11,700 |
| | 8. そ の 他 | 618 | | 618 |
| | 9. 国 庫 補 助 金 | 0 | | 0 |
| | 10. 企 業 債 | 17,000 | | 17,000 |
| 収 入 合 計 | | 249,401 | 99 | 249,500 |

(単位:千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | 補正予定額 | 計 |
|------------------|-------------|---------|-------|---------|
| 支 払 資 金 | 1. 営業費用 | 69,296 | 197 | 69,493 |
| | 2. 営業外費用 | 15,398 | | 15,398 |
| | 3. 建設改良費 | 46,794 | | 46,794 |
| | 4. 企業債償還金 | 38,161 | | 38,161 |
| | 5. 一時借入金償還金 | 10,000 | | 10,000 |
| | 6. 受託工事費 | 74 | | 74 |
| | 7. その他 | 4,850 | | 4,850 |
| | | | | |
| | | | | |
| 支出合計 | | 184,573 | 197 | 184,770 |
| 差 引 | | 64,828 | △ 98 | 64,730 |

議案第 4 号

木古内町税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 4 月 19 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町税条例の一部を改正する条例

木古内町税条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のとおり改正する。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に、「場合には、」を「場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第

2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

| | | |
|-------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第17条第1項 | 第35条第1項 | 第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） |
| | 同法第31条第1項 | 租税特別措置法第31条第1項 |
| 附則第17条の2第3項 | 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5 | 第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） |
| 附則第17条の3第1項 | 租税特別措置法第31条の3第 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第 |

| | | |
|----------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| | 1 項 | 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 3 1 条の 3 第 1 項 |
| 附則第 1 8 条第 1 項 | 第 3 5 条第 1 項 | 第 3 5 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。） |
| | 同法第 3 2 条第 1 項 | 租税特別措置法第 3 2 条第 1 項 |

附則第 2 2 条の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 1 1 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 2 7 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を取得していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 1 7 条、附則第 1 7 条の 2、附則第 1 7 条の 3 又は附則第 1 8 条の規定を適用する。

附則第 2 3 条第 1 項中「第 4 5 条第 3 項」を「第 4 5 条第 4 項」に、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、」に改め、同条第 2 項中「第 1 3 条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第 1 3 条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「第 4 5 条第 4 項」を「第 4 5 条第 5 項」に、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第 4 5 条

第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の木古内町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(町民税の関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

議案第 5 号

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 4 月 19 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 14, 250円

第21条中「((各種控除後総所得金額等)) ((町民税所得割額))」を削る。

第23条第1号ロ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 9, 975円

第23条第2号ロ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 7, 125円

第23号第3号ロ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 2, 850円

附則第15項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の木古内町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 29 日、平成 25 年度木古内町一般会計補正予算（第 12 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 25 年 4 月 19 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成24年度木古内町一般会計補正予算（第12号）

平成24年度木古内町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 35,440千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,695,333千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月29日 専決
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 13. 国庫支出金 | | 584,772 | △ 66,440 | 518,332 |
| | 2. 国庫補助金 | 436,203 | △ 66,440 | 369,763 |
| 20. 町債 | | 607,500 | 31,000 | 638,500 |
| | 1. 町債 | 607,500 | 31,000 | 638,500 |
| 歳入合計 | | 4,730,773 | △ 35,440 | 4,695,333 |

【歳 出】

(単位:千円)

| 款 | 項 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|--------------|-----------|----------|-----------|
| 2. 総 務 費 | | 767,243 | △ 35,440 | 731,803 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 747,810 | △ 35,440 | 712,370 |
| 8. 土 木 費 | | 1,016,551 | 0 | 1,016,551 |
| | 2. 道 路 橋 梁 費 | 276,189 | 0 | 276,189 |
| | 3. 都 市 計 画 費 | 704,312 | 0 | 704,312 |
| 歳 出 合 計 | | 4,730,773 | △ 35,440 | 4,695,333 |

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前 | | | 補 正 後 | | | 償 還 の 方 法 |
|---------------|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | |
| 臨時財政対策債 | 149,000 | 証書借入 又は 証券発行 | 年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率) | 149,000 | 証書借入 又は 証券発行 | 年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率) | 政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他につい ては当該借入先と協定するもの とする。 ただし、町財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利債に 借換えすることができる。 |
| 過疎地域自立促進特別事業債 | 57,900 | | | 57,900 | | | |
| 新幹線整備事業債 | 131,400 | | | 131,400 | | | |
| 水産業施設整備事業債 | 9,300 | | | 9,300 | | | |
| 道路整備事業債 | 34,000 | | | 19,000 | | | |
| 駐車場整備事業債 | 64,500 | | | 64,500 | | | |
| 都市計画整備事業債 | 137,800 | | | 183,800 | | | |
| 防災対策事業債 | 21,800 | | | 21,800 | | | |
| 街路整備事業債 | 1,800 | | | 1,800 | | | |
| 計 | 607,500 | | | | | | |

平成24年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

【歳入】

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 合計 |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 13. 国庫支出金 | 584,772 | △ 66,440 | 518,332 |
| 20. 町債 | 607,500 | 31,000 | 638,500 |
| 歳入合計 | 4,730,773 | △ 35,440 | 4,695,333 |

【歳 出】

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|----------|--------|-----|----------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国道支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2. 総 務 費 | 767,243 | △ 35,440 | 731,803 | | | | △ 35,440 |
| 8. 土 木 費 | 1,016,551 | 0 | 1,016,551 | △ 31,000 | 31,000 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 歳 出 合 計 | 4,730,773 | △ 35,440 | 4,695,333 | △ 31,000 | 31,000 | | △ 35,440 |